

## 令和2年度 第4回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和2年6月30日(火)  
招集場所 元気館 健康指導室
2. 出席委員 土居教育長、高倉委員、森岡委員、服部委員、井上委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者  
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名  
井上委員、森岡委員

土居教育長：

日程第1

これより、第4回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(14:16～)

日程第2

本日の教育委員会の会議録署名は、井上委員さん、森岡委員さんをお願いをいたします。

日程第3 議決事項

まず初めに、議案第24号 令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定についてですが、保護者に通知をする必要がありますので、先に審議をしていただきたいと思います。

高瀬課長：

資料を基に説明。

申請数は141名で、認定外は13名です。

詳細については個人情報により省略

土居教育長：

所得審査で対象外となっている人が13名で、それ以外の方については資料のとおりです。

井上委員：

この認定で漏れる人が毎回出てくると思うんですけど、これ自体は保護者が自分で申し込むと思いますが、学校の方から声がかかるとかいうのではなくて本人さんが毎回出されてるという認識でいいんでしょうか。

高瀬課長：

お知らせをさせてもらって、保護者さんから申請してもらい、基準ごと判定をしています。

土居教育長：

以前は、民生委員会があつて、そこでいろんな話があるなかで、意見交換が行われたりしておりましたが、今制度が変わって、民生委員会を開かななくてもできるようになった経緯もあります。厳しい状況の家庭については、学校が把握をしていくのが原則ですので、漏れはないと思いますけども。昔のように着ている物によつての判断、状況はわからないので、4月の最初のところで学校から保護者あてに文書を送って案内をしております。この審査だけではなくて、1年を通して受付が可能ということになっております。学校も子どもたちの様子をみながら進めて行きます。結果については学校に帰っていきますのでどの家庭が就学援助になっているか把握はしています。

他ご質問がございませんでしょうか。

森岡委員：

全体の人数のうち、要保護・準要保護に該当するのが何パーセントになるのか。

土居教育長：

基本的には、準要保護になります。平均でいくと小学生・中学生で15～16・7%ぐらいのところは通年の平均です。

高瀬課長：

先ほどの質問ですが、昨年も議案とさせてもらった時に、時期的に正式な調査が出来ていない時期ですので、大体20%ぐらいのの数値になっております。

土居教育長：

邑南町の場合は、1.3以下というのではなくて、1.5未満というところ拵げているので、その分はちょっと率的には多い可能性はあります。

高倉委員：

認定基準の0.0という数字はどういう基準ですか。

土居教育長：

あまりに収入が少ないので、生活基準の生活保護、養護家庭ですよ、生活保護家庭のものを母数にして、収入がいくらあつた場合は数値が出ますが、ほとんど収入がない場合は、ゼロという事になってしまうので、0.0ということになります。

高倉委員：

生活保護の認定を受けておられないけども、収入がゼロということですかね。

土居教育長：

生活保護世帯の基準にしているのだけれども、それよりも低いもので、普通はマイナスということは出てこないんで、計算ができないということです。生活保護の家庭の収入より低いということで 0.00 になっている。前年度の収入に照らし合わせたというところですか。ほか質問がございませんでしょうか。

それでは、議案 24 号令和 2 年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定については承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

ありがとうございます。この資料は回収します。

議案第 18 号 邑南町ケーブルテレビ加入促進助成金交付要綱の制定についてお願いします。

高瀬課長：

資料を基に説明

邑南町ケーブルテレビ加入促進助成金交付要綱の制定についてです。これにつきましては、6 月補正のところで説明させていただきましたが、1 世帯当たり 3 万円の助成をすることに対する新たに交付要綱を定めたものでございます。目的については、その時にもお話しさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症等による緊急事態における生徒の学習の確保をする目的になっています。助成対象としましては第 2 条のところで 1 号から 4 号までの該当者とします。助成金の内容につきましては補正予算のところでご説明させていただきましたが、加入負担金の 3 万円相当ということになっております。交付申請につきましては、ケーブルテレビの加入が完了した後に申請を 60 日以内に申請をしていただくこととしております。交付対象期間につきましては、教育委員会で議決後、告示させていただきます、令和 3 年の 3 月 31 日までの期間、今年度限りの期間となっておりますので、前期の 60 日という規定を適用させてもらいまして、今年末までの申請の対象期間とさせてもらいたいと考えております。それ以降については取り消し及び償還などを定めさせてもらっております。

土居教育長：

前回の時にも説明させていただいたように、国のコロナウイルス対策の交付金の対象とするために、オンライン学習を家庭でやるために、ケーブルテレビと契約しないと行けない。その中で、加入負担金の3万円分相当について補助をするということで、できる限り家庭でも学校からのオンライン授業が受けれるような体制整備をしようということで要望をしたところです。80人分、予算計上しております。今回をこの要綱を受けて各家庭にこの制度を作りましたということを示して利用できるようにしたいと思います。助成対象者については、助成対象者は、邑南町内に住所を有する者ということでございますので、町内の小中学校に通っていることではありませんので、邑南町に住所があって、他の小中学校に通っている者も加入ができるということにしております。

高倉委員：

加入費用で3万円を補助してもらおうということで、この機会に加入を検討する家庭も出てくると思います。通常の通信費用、3900円ぐらいでしたでしょうか、そういったものを前回の話では、授業に使うものであったら無料にしたりとか考えられるような話が出たと思いますが、そういったところは特に説明はなく加入しますかしませんかということで申請を募るのでしょうか。

高瀬課長：

通信費につきましては、議会の常任委員会のほうでも質問がありましたが、情報推進室にも確認したんですが、例えば工事をしてそれから休止届をして、今回のような一斉休業になった時に使用再開というやり方をすれば、利用する期間だけは通信費が不要になるという回答をいただいています。今回要項を制定しましたのでそのやり方については、情報の方で審議会がありますので、そちらで正式に諮ってもらい、今回のそういった形で、弾力的に運用してほしいと今回お願いをしています。それから特に就学援助についても対応を検討できるかと思っておりますので、そのような対応をさせてもらえればと思っております。

高倉委員：

月々の通信費を毎月ですので、多いのでやめとこうかなという人も多いと思うので、こういった手続きがありますよということがあれば、設置させる人も多いのではないかなと思いました。

土居教育長：

通信費、議会の総務教民委員会の方からも、通信費の補助を考えて欲しいということを出ておりました。就学援助世帯について、長期の休業中に限って、学習教育費の中にいくらか、1ヶ月の通信費のうちの半分とか3分の一とかをそ

の就学援助家庭に、教育費に含めて援助するというようなことも考えていかなければいけないか。今回の国の二次補正には、就学援助家庭の通信費の通信費補助もできますが、今回限りの補正であり、来年度以降、国の補助がない状況で通信費を補助することはなかなか難しいと考えています。

森岡委員：

それは、コロナとかそういう中で、学校をやむなく休業しなくちゃいけないので、その間に限って実施するということによね。

土居教育長：

そういうことです。

正式に総務課に検討してもらうように申し入れをして、審議を経た後募集をしたいと思います。

議案第 18 号 邑南町ケーブルテレビ加入促進助成金交付要綱の制定についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 19 号 令和 2 年度 邑南町教育施策実施計画についてお願いします。

高瀬課長：

資料を基に説明

議案第 19 号 令和 2 年度 邑南町教育施策実施計画についてでございます。青字の見え消し部分については昨年度のものでございます、赤字が今年度のものでございます。まず学校教育課のほうから説明させていただきます。6 ページをご覧ください。具体的な施策といたしまして、前文につきましては最後の言葉のところの文言整理しています。具体的な内容についたは、表の一番下のところで、地域とともにある学校づくりについてです。昨年のところでは 300 人委員会、1,000 人委員会等でご意見を伺いしておりますが、今年はより具体的に話を進めていくために、地区指定をして中学校 1 校、小学校 1 校程度をモデル校として検討をすすめるということで計画を立てさせてもらっているところです。7 ページのところ②番の実践的な学習についてでございます。昨年 19 回の各種研修会を計画させてもらっていましたが、今年度 15 回とさせてもらっています。これにつきましては、昨年まで県の 2 分の 1 の補助がございましたが、今年度以降、すべて一般財源化になりまして、財務のほうからも研修の内容を少し精査してほしいとありましたので、見え消しの部分は今年度開催をせず回数を減らして今年度

実施をすることにしています。③番の確かな学力を育む部分について、先ほどの説明と同じく財源がすべて一財化になりましたので、この中で一つほど学習相談会につきまして今年度は実施しないということにしました。8ページのところで、外国語指導助手招致についてですが、ここにつきましては、昨年より一歩踏み込んだ内容を書かせてもらってしまっていて、令和2年度より5,6年生については、教科化されたため、一層の支援を行うということで、そこについては括弧書きで追加しているところがございます。同じく中学校の方について、実施目標を追加しています。9ページになりますが、いじめ対策支援事業につきましては、開催年の変更をしたいと思います。10ページですが、地域を担う意識の育成ということでキャリア学習のところで、新たにキャリア・パスポートが県事業で正式に定められましたので、自らの学習を記録し、明日の自分に希望をもたせるということで、県の事業を使いまして、キャリア・パスポートの作成を計画しているものです。合わせまして、農業者の育成を今後考えて行く必要がありますので、現在子どもたちが農業にふれる機会がかなり減ってきています。地域の方も協力して、農業の方にも学習会等も計画しておりますが、少し具体的などころで、多様な農を担う人材育成検討会を設置するというところで挙げております。地域との共同学習については、日貫小学校で行っていましたが県の教育魅力化事業が終わりましたので削除しています。生き方探求キャラバンについては、計画を挙げていましたが、具体的な実施ができなかったため、今年度は削除しています。11ページの(3)安全安心な教育環境づくりへの支援で、①学校施設の整備のところで、今年度学校施設の環境改善を図る予定で、各学校の整備関係を挙げています。②の児童生徒安全対策、青パトについてでございますが、3年に1回の講習対象者全員に講習をする計画をしております。それからこれにつきましては青パトの新規登録が現在伸び悩んでいるところがございますので、積極的な広報活動を行なうというところで自主目標を入れております。12ページの方になりますが、先ほど青パトについて年度末に対策状況についてはホームページに記載する自主目標を挙げております。③番その他の方で、学校事務共同実施のところですが、今回も計画しておりますが、管理職と事務職の情報共有をするということで合同研修会も実施するというところで自主目標に記載しています。最後になりますが、教職員住宅の方の対応につきまして、入退去の管理等につきましてこれまでも行っておりましたが、より一層厳格な管理をすることが必要となってきましたので内容の方に入退去という言葉を入れております。

土居教育長：

続いて生涯学習課をお願いします。

大橋生涯学習課長

資料を基に説明

13 ページから説明します。社会教育です。地域学校の研修会を、2 回を 1 回にさせていただきました。これもいろんな研修会等々を精査して地域学校は 1 回というようなところで中身を充実しようとするものでございます。②家庭教育の中の親学につきまして回数を修正をしておりますが、修正前の 5 回に戻させていただきたいと思えます。コロナの関係で意識して回数を減らしたということでございますが、コロナは関係なくして、4 月 1 日の計画ということにしてご理解いただければと思えます。14 ページにつきまして、中ほどあたり③青少年教育ですが、土曜学習の実施というのを削除させていただきました。これは、結集しまねの子育て協同プロジェクトの補助金との整合性を鑑みて、この事業は申請しておりませんので削除させていただきました。15 ページです。一番上、町民大学も 6 回を 4 回にさせていただきましたけど、これはコロナの関係ということで 6 回に戻させていただきます。17 ページです。スポーツの推進のところでございます。ここにつきましては後ほど説明をさせていただきますが、国のオリパラの研究調査が採択を受けまして、約一千万のスポーツ事業が採択を受けたというところで、少し共生社会の方に切り替えていくというところで、これは削除させていただいております。それと 17 ページの一番下、公民館事業のところ、以前の青字を赤字に替えさせていただきました。これは共同というのを少し意識したものに修正をさせていただきました。続いて 18 ページでございます。①番、公民館の整備充実というところを、回数が少し変更になっております。活動推進協議会、これは各公民館の実施状況を基に少し回数を変更させていただきました。その次の中ほど、その推進委員の研修ですけど、これも年に 1 回を充実させたいというところで変更をさせていただいております。19 ページです。中ほどあたり成人学級の開催等。項目はしっかりしたものを打ち立てておりますけども、実は各地域公民館調査をしたところ、正式にですね、この成人学級と名のもとに実施しているのは 1 公民館のみでございますが、これにあうような名称は違いますが、こういった成人学級を開催している所はありますので、少し回数は少なくして全公民館にというような意味合いでこのようにさせていただきます。続きまして、21 ページ、図書館のところ。ここは実態に応じて数字の方を挙げさせていただきます。特に 21 ページの中ほどあたり、ブックスタートでございますけど、今年度対象が、0 歳児が 65 組、1 歳 6 カ月が 59 組、3 歳児が 53 組とほぼ例年通りの数字をいただいたところでございます。つづきまして、26 ページご覧いただければと思えます。文化財関係でございます。自然館の活用というところで、以前よりご説明させていただきました、今年度より直営で運営をさせていただきます。自然館の活用の中の調査、特別記念物オオサンショウウオ保護や動植物の調査というところで年 10 回という目標を掲げておりました。基本的には 6 回以上という意味合いが強いので、6 回としています。27 ページでございます。文化財の活用。この表の 2 番目の項目でございます。出前講座、町民の学習活動というところでこれまで 10 回という数字を挙げております。実績

としては 10 回程度は毎年挙げておりますが、6 回という基本の数字をあげています。

土居教育長：

今日見ていただいたばかりですので、すぐの意見を出すことが難しいとは思いますが、説明の中で気がつかれて質問とかありましたら、受けたいと思います。

森岡委員：

10 ページのですね、生き方探究キャラバンというところですが、これは予算の関係で止めるということですか。

高瀬学校教育課長：

これは昨年度、予算計上はされていましたが、事業展開ができなかったということで未実施で終わっていると聞いております。

土居教育長：

県の魅力化事業の関係で、県の魅力化事業が廃止になったので、それらを踏まえて今年度は実施しないということですか。

森岡委員：

全体にして事業が縮小しています。増えるのはなかったと思うんですが、予算の関係で縮小したのか、それとも人数の関係でできないのか、人数の関係ということもあるかと思えます。いろいろなことがあって、今年はやめるとかそういうことは、どうなのか。だんだんその事業を萎縮していく、萎縮をしていくけど人数が増えていく。予算が取れないのなら、それをとる努力をして今年やるべきだと思うんですけどその辺が学校教育にしても社会教育にしても萎縮をしてきているのではないかなと。そんな感想を受けましたんで、その辺詳しくは時間ないでしょうが、予算がないとかその辺はどうなんでしょうか。計画をあげてできなかったとはよほど理由がないとできないと思うんですけど。計画を挙げて、落としてるなどあると思うんですけど、端的に予算がないからできない、予算がなかったら取ればいいんです。

土居教育長：

予算は、厳しくはなっています。今回予算が大幅についたものは、学校教育で修繕費が一度に付いて、そこら辺の調整も全体枠は増えているけども削られて縮小せよということは必ずあります。

森岡委員：



図書館でブックスタートなんですけど、複数の方に聞いたんですけど、お兄ちゃんの時のもらったものを、また弟の時に同じものをもらっているようです。おそらく、ブックスタートで皆さんに、贈呈する本は変わってないのはいませんか。そうすると、お兄ちゃんの時に何冊かももらったんですけど、弟が同じものをもらったというところは疑問なんですけど、その辺はどうなんですかね。なるべく折角そういうことをされるのであれば、考えてやって欲しい。

大橋課長：

年に応じてこういった推薦書というのは協会の方から示されるようです。それを図書館の方でさらに撰集を加えて出しているというところで、この年にはこの本というものと、司書さんの進めるものが重なっているのかなと思っています。

土居教育長：

何冊かのなかで選ぶようになっている。保護者が。一冊を決めて配るのではなく、何冊かあってその中から合うものを選んでくださいというやり方ではなかったか。

森岡委員：

確認してみてください。

大橋課長：

わかりました。

土居教育長：

他ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

服部委員：

コロナの影響で取りやめになる事業があると思いますが、その予算はどうなるんでしょうか。

土居教育長：

9月補正で出張できなかったものとか、既にやらなかった、できなかったという分については、その事業を本当に中止にした場合は、財務課に報告することになっています。9月補正で対応することになります。

高瀬課長：

まだ現在精査をしているところですが、いくらかはその対象となるようなものもあると思います。

土居教育長：

ほかご質問はありませんでしょうか。

議案第 19 号 令和 2 年度 邑南町教育施策実施計画について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 20 号 教育支援委員会の諮問についてお願いします。

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 20 号 教育支援委員会の諮問についてでございます。児童の一覧表を付けていますのでご覧ください。対象者 10 名となっております。

土居教育長：

10 名の児童について、第 1 回の判定会議で審議をしてもらうということです。  
議案第 20 号についてご質問ございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

それでは、10 名の児童について審議をしてもらうということでよろしいでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 21 号 邑南町社会教育委員の委嘱について説明をお願いします。

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

議案第 21 号 邑南町社会教育委員の委嘱についてでございます。名簿を掲載させていただいております。この名簿の右に新規と書いてあるのが、今年度新たに委員に加わっていただいた方々、さらに所属変更というのは、昨年度より委員と

して入っていただいておりますが、組織の名称、役職の変更等があったものにつきましては所属変更となっております。特に中ほどあたり、邑南町の女性代表というところで所属変更という表記をさせていただきました。以前は、邑南町の連合婦人会の代表として入っていただいておりますが、昨年度をもって連合婦人会を解散いたしました。が、非常に人材としては、求めている方ございましたし、また任期は残っておりますので、任期中は名称は女性代表というところで替えさせていただいて引き続きお受けいただくところで入れさせていただいております。以上です。

土居教育長：

社会教育委員の委嘱について説明がありました。これについてご質問がございませんでしょうか。

高倉委員：

先ほどの金山さんの女性代表という役職なのですが、これは今まで連合会の会長さんだったということで、任期が終わった後、続けて女性代表というのは残るのでしょうか。

大橋生涯学習課長：

この女性代表というのは、適当かどうかというのも含めまして今年度、検討させていただこうとは思っております。

森岡委員：

ここはこんな表現でいいのかと思ったんで。なぜ女性代表なのといわれたときに説明が、連合婦人会がなくなったのでというのではなく、有識者とか名を替える方がわかり易いのではないか。

大橋生涯学習課長：

検討してみます。

森岡委員：

もともと学識がある人なんで、そこで

井上委員：

これは、組織がなくなったんですか。

大橋生涯学習課長：

連合婦人会という組織は、昨年度を持って解散されました。

井上委員：

任期はまだ残っているわけですね。

大橋生涯学習課長：

そうです。

井上委員：

では、元でどうですか。いきなり有識者になるとおかしくないでしょうか。組織の代表で出られておられて。

服部委員

連合婦人会で、矢上婦人会長さんになるんですか。

大橋生涯学習課長：

矢上も解散いたしました。婦人会として残ったのは、井原だけです。

土居教育長：

平成31年の4月1日から来年の3月31日までが任期なので、委員として委嘱するということであるなら、組織がなくなったら、元がいいのではないか。今度任期が変わって、令和3年の4月1日から同じく金山さんが社会教育委員に残られるのであれば、その名称は違う名称でやったほうがいいと思う。

大橋生涯学習課長：

わかりました。

土居教育長：

元連合婦人会の副会長ということで。それでよろしいでしょうか。

議案第21号 邑南町社会教育委員の委嘱についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第22号 邑南町立小学校及び中学校管理規則の一部改正について説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 22 号 邑南町立小学校及び中学校管理規則の一部改正についてでございます。次ページに新旧対照表をつけておりますのでご覧いただければと思います。この度の改正につきましては、休業中、そこの第 3 条の (2) 号日曜日及び土曜日のところで、承認を得て授業を設定することができるということで、第 3 条の第 6 項に一項追加しまして、先ほど言いました土曜日、日曜日に教育委員会の承認を得て授業日を設定することができるのと新たに設けたものでございます。

土居教育長：

これは、高等学校が 6 月 1 日から学校が再開したことに伴って、土曜と日曜日に振替をせずに授業ができるように、県教委が管理規則を変更しました。それに基づいて、小学校中学校もそういうことができるように管理規則の一部改正をしたいということです。具体的には、本町の場合は、土曜日曜を授業日に充てるという場合には、振替をしてやっています。これまでも。参観日や運動会、学習発表会とを行っていますが、授業をやった場合に振替をしないでやるというのは、小学校・中学校で現実的には難しいわけですけど、そのようなことができるように規則を改正をするために審議をいただくものです。これについてご質問ございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第 22 号 邑南町立小学校及び中学校管理規則の一部改正についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 23 号、指定学校変更について説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 23 号 指定学校変更についてでございます。3 名の方から申請が出ております。詳細については個人情報により省略

土居教育長：

いずれもこれまでの関係を鑑みて、従前の学区にしたいと変更の申出でございます。これについてご質問ございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第 23 号 指定学校変更についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

以上で、第 4 回目を終了します。

(～16:04)